



新潟県報

発行 新潟県

第41号

令和7年5月27日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主要目次

告示

- 593 種苗生産事業者の登録の失効（治山課）
- 594 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 595 土地改良事業の工事完了届（農地建設課）

公告

- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 一般競争入札の実施（警察本部会計課）

病院局公告

- 特定調達契約の落札者等（病院局経営企画課）

教育委員会公告

- 令和7年度教科書展示会の開催について（義務教育課）

公安委員会規則

- 6 新潟県確認事務の委託の手続等に関する細則等の一部を改正する規則（刑事総務課）

告示

◎新潟県告示第593号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次のとおり種苗生産事業者の登録が失効した。

令和7年5月27日

新潟県知事 花角 英世

登録 番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所	
	氏名又は名称	住所又は 所在地	種 穂		苗 木		名 称	所在地
			採取	精選	幼苗の 育 成	幼苗以 外の苗 木育成		
114	山口 文夫	阿賀野市新座 2916	○	○	○	○		阿賀野市新座

◎新潟県告示第594号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、令和7年5月28日から令和7年6月24日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年5月27日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
南魚沼市 南魚沼土地改良区	一之沢	農業用排水施設整備 (基盤整備促進「農業用	新規	土地改良事業 計画書の写し	新潟県南魚沼 地域振興局ウ	第48条

	用排水施設]事業	定款の写し	ウェブサイト
--	----------	-------	--------

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第595号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

令和7年5月27日

新潟県三条地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
三条市 三条土地改良区	本成寺揚水 機場	土地改良施設突発事故復旧事業（補助）	令和7年2月25日

公 告

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年5月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ライフガーデンしばた
所在地 新発田市舟入町三丁目541-2 外
設置者 芙蓉総合リース株式会社 他1者

2 変更した事項

大規模小売店舗の名称
（変更前）ライフガーデン新発田複合商業施設計画
（変更後）ライフガーデンしばた

3 変更年月日

令和7年5月16日

4 変更の理由

店舗名称変更のため

5 届出年月日

令和7年5月16日

- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和7年5月27日から令和7年9月27日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、情報系端末装置等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

令和7年5月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称
情報系端末装置等賃貸借
- (2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等
入札説明書及び仕様書による。

2 入札に関する必要事項を示す(入札説明書の交付を含む。)期間、場所及び問合せ先

(1) 期間

本公告の日から令和7年6月12日(木)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所

新潟県警察本部警務部情報管理課システム運用係

なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(3) 問合せ先

ア 契約手続に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課契約調度係

電話番号 025-285-1831(直通)

イ 機器等の仕様に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部情報管理課システム運用係

電話番号 025-285-0110 内線2441

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の各項に該当しない者であること。
- (2) 本案件に係る競争入札参加資格確認申請書等を提出した日から本案件の入札日までの間において、新潟県知事から指名停止措置を受けた(指名停止期間の一部が属する場合を含む。)者でないこと。
- (3) 本案件の入札日から過去3か月以内に、国又は地方公共団体との契約において、談合又は暴力団排除に係る契約条項に該当したため、発注者から契約解除又は打ち切りの措置を受けた者でないこと。
- (4) 本調達案件又はこれと同等の調達案件について、納入及び構築実績があることを証明した者であること。
- (5) 本調達案件納入後の迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

- (7) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (8) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 本公告の日から令和7年6月12日(木)まで(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部情報管理課システム運用係

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和7年7月1日(火)午後1時以降に2(3)イへ問い合わせること。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和7年7月7日(月)午前10時00分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

6 入札手続

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した入札書を封書にした上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)を令和7年7月4日(金)の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

(2) 入札書の名義人

本人(代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人)に限る。

(3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札をしたものを落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は、認めない。

9 契約保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は、認めない。

10 その他

(1) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については、入札説明書による。

(2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合は、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(4) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年6月新潟県告示第1221号)により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(5) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 本公告に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products or services to be procured:

Leasing Contract for Information-related Terminal Equipment and Peripheral Devices

(2) Date, time and place for the bid execution:

Date: Monday, July 7, 2025

Time: 10:00 a.m.

Place: Contract Bidding Room,

First Floor, Niigata Prefectural Police Headquarters Building

Address: 4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan

(3) For more information, please contact the following divisions in Japanese:

For contract procedures:

Accounting Division, Police Administration Department,

Niigata Prefectural Police Headquarters

Address: 4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8553

Phone: 025-285-1831 Direct

For technical specifications:

Information Systems Division, Police Administration Department,

Niigata Prefectural Police Headquarters

Address: 4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8553

Phone: 025-285-0110 Extension 2441

病院局公告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について契約相手方を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月27日

新潟県立中央病院長 田部 浩行

- 1 調達物品及び数量
エキシマレーザ血管形成器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県立中央病院
新潟県上越市新南町205番地
- 3 調達方法
購入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和7年5月13日
- 6 落札者の氏名及び住所
クロスウィルメディカル株式会社
新潟県新潟市東区紫竹卸新町1808-22
- 7 落札価格
41,000,000円
- 8 入札公告日
令和7年3月28日
- 9 落札方式
最低価格

教育委員会公告

令和7年度教科書展示会の開催について（公告）

令和7年度教科書展示会を次のとおり開催する。

令和7年5月27日

新潟県教育委員会教育長 太田 勇二

採択地区、会場、開催期間等

令和7年度教科書展示会一覧								
採択地区	会場 (センター名)	教科書別	開催期間 開館時間	閉館日	住所	電話	直接監理者	責任者
第1地区	上越市教育プラザ（上越教科書センター）	小中高	6月13日(金)～6月26日(木) 平日 9:30～18:00 土曜日 9:00～16:00	日曜日	上越市大字下門前1770	025-545-9247	熊木 徹	上越教育事務所 所長
	上越市立高田図書館	小中	6月13日(金)～6月26日(木) 火曜～金曜日 10:00～20:00 土曜・日曜日 10:00～18:00	月曜日 6/19(木)	上越市本城町8-30	025-523-2603	熊木 徹	〃
	上越市立直江津図書館	小中	6月13日(金)～6月26日(木) 月・火・木・金曜日 10:00～20:00 土曜・日曜日 10:00～18:00	水曜日 6/19(木)	上越市中央1-3-18学びの交流館1階	025-545-3232	熊木 徹	〃

	わくわくランドあらい	小中	6月13日(金)～6月26日(木) 平日 10:00～17:00(最終日 16:30) 土曜日 10:00～17:00 日曜日 10:00～17:00	月曜日	妙高市 関川町2 - 8 - 32	0255 - 70 - 1315	飯塚教裕	〃
	糸魚川市役所	小中	6月2日(月)～6月15日(日) 平日 8:30～17:15	土曜日・ 日曜日	糸魚川市 一の宮 1 - 2 - 5	025- 552- 1511	渡邊興勝	〃
第2地区	長岡市さいわいプラザ	小中高	6月11日(水)～6月24日(火) 平日 8:30～18:00 (※最終日のみ16:30まで) 土曜日 8:30～17:00 日曜日 8:30～17:00	開催期間 中はなし	長岡市幸 町2-2 - 1	0258 - 32 - 3716	本間祐史	中越 教育 事務所 所長
	出雲崎町中央公民館	小中	6月11日(水)～6月30日(月) 平日 8:30～17:00 (※最終日のみ16:30まで)	土曜日・ 日曜日	出雲崎町 大字米田 281-1	0258 - 78 - 2250	本間祐史	〃
第3地区	柏崎市立図書館(ソフィアセンター)	小中高 特	6月13日(金)～6月26日(木) 平日 9:30～20:00 土・日 9:30～17:00	6/15(日)	柏崎市学 校町2- 47	0257 - 22 - 2928	山之内知 行	〃
	刈羽村農村環境改善センター	小中	6月13日(金)～6月26日(木) 平日 9:30～17:00	土曜日・ 日曜日	刈羽村大 字割町新 田180- 1	0257 - 31 - 8181	吉田 豊	〃
第4地区	三条市役所栄庁舎(三条教科書センター)	小中高	6月13日(金)～6月26日(木) 平日 9:00～17:00	土曜日・ 日曜日	三条市新 堀1311	0256 - 45 - 1116	高橋誠一 郎	〃
	三条市立図書館本館(まちやま)	小中	6月13日(金)～6月26日(木) 平日 9:30～22:00 土曜日 9:30～22:00 日曜日 9:30～22:00	6/16(月)	三条市元 町11番6 号	0256 - 32 - 0657	近藤 慧	〃
第4地区	見附市図書館	小中	6月13日(金)～6月26日(木) 平日 9:30～21:00 土曜日 9:30～18:30 日曜日 9:30～18:30	6/13(金) 6/16(月) 6/23(月)	見附市学 校町 1-3- 43	0258 - 62 - 3759	板垣美帆 子	〃
	田上町地域学習センター	小中	6月13日(金)～6月26日(木) 平日 9:30～19:00 土曜日 9:30～17:00 日曜日 9:30～17:00	水曜日・ 第2金曜 日 6/13(金) 6/18(水) 6/25(水)	田上町吉 田新田丁 242	0256 - 57 - 4378	福井 明	〃
	加茂市立図書館	小中	6月13日(金)～6月26日(木) 平日 10:00～18:00 土曜日 9:00～17:00 日曜日 9:00～17:00	月曜日・ 火曜日 6/16(月) 6/17(火) 6/23(月) 6/24(火)	加茂市神 明町 2-6- 29	0256 - 53 - 3500	古川裕子	〃

第5地区	広神会館 (魚沼教科書センター)	小中高	6月16日(月)~6月29日(日) 平日 9:00~16:00	土曜日 日曜日	魚沼市今泉1488-1	025-795-5013	稲津未来	〃
	小千谷市民会館 ホワイエ	小中	6月17日(火)~6月30日(月) 平日土日9:00~22:00	開催期間 中無し	小千谷市土川1-3-3	0258-83-3519	小田原理恵	〃
	南魚沼市図書館	小中	6月16日(月)~6月29日(日) 平日 9:30~20:00 土・日 9:30~19:00	6/19(木)	南魚沼市六日町101-8	025-773-6677	林 順子	〃
	広神コミュニティセンター	小中	6月16日(月)~6月29日(日) 平日・土9:30~22:00 日曜日 9:00~17:00	開催期間 中無	魚沼市今泉1507-1	025-799-3227	稲津未来	〃
第6地区	十日町情報館 (十日町教科書センター)	小中高	6月20日(金)~7月4日(金) 平日 9:00~19:00 土曜日 9:00~19:00 日曜日 9:00~19:00	6/23(月) ・休館日	十日町市西本町2-1-1	025-750-5100	渡邊正文	〃
第7地区	燕市教育センター(燕教科書センター)	小中高	6月13日(金)~6月27日(金) 平日 9:00~17:00	土曜日・ 日曜日	燕市杣木2	0256-92-1111	長 和俊	〃
	燕市立図書館	小中	6月13日(金)~6月27日(金) 平日 9:30~20:00 土曜日 9:30~17:00 日曜日 9:30~17:00	月曜日	燕市白山町1-2-10	0256-62-2726	長 和俊	〃
	吉田図書館	小中	6月13日(金)~6月27日(金) 平日 9:30~20:00 土曜日 9:30~17:00 日曜日 9:30~17:00	月曜日	燕市吉田大保町22-1	0256-92-7650	長 和俊	〃
	らいわ弥彦	小中	6月13日(金)~6月27日(金) 平日 9:30~20:00 土曜日 9:30~18:00 日曜日 9:30~18:00	火曜日・ 第4水曜日	弥彦村大字矢作402	0256-94-3106	徳永絹枝	〃
第8地区	新潟市立総合教育センター(新潟教科書センター)	小中特	6月11日(水)~6月25日(水) 平日のみ 10:00~17:00	土曜日・ 日曜日	新潟市西蒲区旗屋585-1	0256-88-7444	長谷川聡実	下越教育事務所長
	新潟市立中央図書館(ほんぽーと)	小中高特	6月11日(水)~6月25日(水) 平日 10:00~20:00 土曜日 10:00~20:00 日曜日 10:00~17:00	蔵書点検日・休館日	新潟市中央区明石2-1-10	025-246-7700	長谷川聡実	〃
第9地区	新発田市生涯学習センター(新発田教科書センター)	小中高	6月17日(火)~7月2日(水) 平日 9:00~21:00 土曜日 9:00~21:00 日曜日 9:00~21:00	月曜日	新発田市中央町5-8-47	0254-26-7191	彌源治仁伺	〃
第10地区	村上市役所朝日支所(村上市教科書センター)	小中	6月16日(月)~7月3日(木) 平日 9:00~17:00	土曜日・ 日曜日	村上市岩沢5611	0254-72-0111	小川智也	〃

	村上市教育情報センター内中央図書館	小中	6月17日(火)~7月2日(水) 平日 9:00~19:00 土曜日 9:00~17:00 日曜日 9:00~17:00	月曜日	村上市田端町4-25	0254-53-7511	小川智也	〃
第11地区	五泉市立図書館(五泉教科書センター)	小中	6月17日(火)~7月3日(木) 平日 9:30~18:30 土・日 9:30~17:00	月曜日・毎月最終金曜日	五泉市郷屋川1-1-8	0250-43-3110	杵淵香奈恵	〃
第12地区	佐渡市畑野行政サービスセンター4階(佐渡教科書センター)	小中高	6月17日(火)~7月4日(木) 平日 9:00~17:00	土曜日・日曜日	佐渡市畑野甲533	0259-58-7351	山田裕之	〃

(注) 下表左欄に掲げる採択地区の

一般図書(特別支援学校・学級用)の移動展示会

高等学校用教科書展示会場は、当該右欄に掲げる会場とする。

採択地区	会場
第10地区	新発田市生涯学習センター
第11地区	新発田市生涯学習センター

会場	開催期間	展示時間
県立東新潟特別支援学校	5月19日(月)~5月23日(金)	月~木 9:00~16:30
県立上越特別支援学校	5月26日(月)~5月30日(金)	金曜日 9:00~15:00
県立佐渡特別支援学校	6月2日(月)~6月6日(金)	
県立長岡聾学校	6月9日(月)~6月13日(金)	

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第6号

新潟県確認事務の委託の手續等に関する細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年5月27日

新潟県公安委員会

委員長 齋藤 良人

新潟県確認事務の委託の手續等に関する細則等の一部を改正する規則

(新潟県確認事務の委託の手續等に関する細則の一部改正)

第1条 新潟県確認事務の委託の手續等に関する細則(平成17年新潟県公安委員会規則第15号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別記様式第7号(第7条関係)(表)	別記様式第7号(第7条関係)(表)
(略) 駐車監視員資格者講習受講申込書 (略)	(略) 駐車監視員資格者講習受講申込書 (略)
(裏)	(裏)
注意事項 駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。 (略) ・ <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 (略)	注意事項 駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。 (略) ・ <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 (略)

(講習の実施に関する規則の一部改正)

第2条 講習の実施に関する規則(昭和58年新潟県公安委員会規則第9号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(講習指導員の要件)	(講習指導員の要件)
第4条 講習指導員は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 停止処分者講習指導員及び違反者講習指導員にあつては、次に掲げる要件を満たしている者ア・イ (略) ウ 次のいずれにも該当しない者であること。 (ア)・(イ) (略) (ウ) 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪((イ)に規定する罪を除く。)を犯し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算し	第4条 講習指導員は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 停止処分者講習指導員及び違反者講習指導員にあつては、次に掲げる要件を満たしている者ア・イ (略) ウ 次のいずれにも該当しない者であること。 (ア)・(イ) (略) (ウ) 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪((イ)に規定する罪を除く。)を犯し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して

<p>て2年を経過していない者 エ・オ (略)</p> <p>(5) 高齢者講習指導員及び特定任意高齢者講習指導員にあつては、次に掲げる要件を満たしている者 ア・イ (略)</p> <p>ウ 次のいずれにも該当しない者であること。 (ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪((イ)に規定する罪を除く。)を犯し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者 エ・オ (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>2年を経過していない者 エ・オ (略)</p> <p>(5) 高齢者講習指導員及び特定任意高齢者講習指導員にあつては、次に掲げる要件を満たしている者 ア・イ (略)</p> <p>ウ 次のいずれにも該当しない者であること。 (ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪((イ)に規定する罪を除く。)を犯し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者 エ・オ (略)</p> <p>(6) (略)</p>
---	---

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。